

中央大通り賑わい創出活動

募集要領

【令和8年度】



特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

1 趣旨

本事業は、中央大通りエリアの日常的かつ継続的な賑わいの創出に寄与するイベント等（以下「賑わい創出活動」という。）を開催する方々を支援することによって、主体的に活動するプレイヤーを増やすとともに、中央大通りエリア及び中心市街地の活性化を図ることを目的としています。

2 募集する「賑わい創出活動」の内容

対 象 事 業	■応募者自らが実施主体※として開催する賑わい創出活動とし、次の「 <u>ストリート事業</u> 」と「 <u>マルチ事業</u> 」とします。 <u>※企画・運営のすべてを第三者に一任することはできません。</u>	
	補助事業	内容
	ストリート事業	中央大通りエリアを主たる会場として実施する賑わい創出活動
マルチ事業	複数事業者と協働・連携して、複数拠点で実施する賑わい創出活動 ただし、中央大通りエリアを1か所以上含むこと及び同日に開催すること。	

	<p>エリア図</p> <p>☞ 中央大通りエリアから視認できる場所や、中央大通りエリアの会場と併せて開催する近隣の場所を含みます。</p> <p>☞ 応募者以外の者が所有する敷地を開催場所とする場合は、応募者自らが所有者の同意を得る必要があります。</p> <p>※次の項目のいずれかに該当する場合は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を主たる目的とするもの（ただし、イベント等の一部として、物販等を実施する場合は対象となります。） ・政治的活動や宗教的活動を主たる目的とするもの ・公序良俗に反するもの ・事業の効果が特定の個人や団体のみに帰属するもの（不特定多数の者を対象として開催する必要があります。） ・国、県等の公的機関から補助金の交付を受けているもの <p>対 象 期 間 ■ 賑わい創出活動は、補助金交付決定日～令和9年2月14日の期間内に開催するものを対象とします。</p>
--	--

3 支援内容

本事業は、「中央大通り賑わい創出活動支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき実施するもので、その支援内容は次のとおりです。

補助対象経費	<p>■賑わい創出活動の実施のため直接必要となる経費であり、次に掲げるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・報償費（出演者、専門家等に対する出演料、謝礼金等）・旅費交通費（出演者、専門家等に対する旅費交通費）・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）・役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料、筆耕翻訳料、保険料）・使用料・賃借料（会場使用料、機器等借上料）・原材料費・委託費・補助人件費（事業実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費） <p>※組織運営に係るものは除きます。</p> <p>※次に掲げるものは、補助対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を行った経費・事業完了後に発生した経費・金券等の購入費・プレミアム付商品券、割引券等の原資分・各種ポイント還元分・人件費等の組織運営のための経費・応募者自らが飲食するための経費・特定の個人又は個別企業に対する給付経費・お土産代等の交際費・許認可申請等に係る経費・金融機関に対する振込手数料・施設・設備整備費、備品購入費、用地取得費等の財産取得
--------	---

	<p>に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持管理に係る経費 ・<u>消費税額及び地方消費税額</u> ・領収書等により金額が確認できない経費 <p>※領収書の宛名はすべて申請者の名義であることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、補助対象経費として不適切と判断されるもの
補助率	<p>■補助率は、<u>マルチ事業は補助対象経費の2 / 3以内、ストリート事業は補助対象経費の1 / 2以内</u>とします。</p> <p>※千円未満の端数は切捨てとなります。</p>
補助上限額	<p>■補助上限額は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) <u>ストリート事業</u></p> <p>☞賑わい創出活動1件につき<u>30万円</u></p> <p>(2) <u>マルチ事業</u></p> <p>☞賑わい創出活動1件につき<u>100万円</u></p> <p>※(1)及び(2)の重複申請は可能です。(ただし、申請上限数はそれぞれ1件とします。)</p> <p>※予算の範囲内で補助金額の調整を行う場合があります。</p>

4 応募条件

応募資格	<p>■次の項目の<u>すべてを満たす</u>ことを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市内に主たる事務所又は活動拠点を有する法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。) ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 ・本事業を円滑に遂行するための経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
応募者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団、暴力団員等が関与する者でないこと。 ・政治的活動や宗教的活動を主たる目的とする者でないこと。 ・公序良俗に反すると認められる者でないこと。
費用負担	■応募に関して必要な費用は、応募者負担とします。

5 応募方法

作成方法	<p>■応募する賑わい創出活動ごとに書類を作成してください。</p> <p>※応募の案件ごとに、提出書類一式を作成・提出する必要があります。</p>
提出書類	<p>■応募する者は、以下の書類を提出してください。</p> <p>☞企画提案書 [様式第1号]</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業計画書 (別記様式①) ② 収支予算書 (別記様式②) ③ 団体調書 (別記様式③) ※マルチ事業の場合のみ ④ 誓約書 (別記様式④) <p>※様式はユマニテさがホームページからダウンロード可能です。</p> <p>※その他、必要な書類がある場合は、個別に提出を求めています。</p>
提出部数	各1部
提出期間	令和8年6月1日(月)～6月30日(火)午後5時(必着)
提出場所	〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階 特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出
その他	<p>■提出期限後の提出書類の受付はしません。</p> <p>■提出期限後の提出書類の差替えはできません。</p>

	■提出書類は返却できないものとします。
--	---------------------

6 選考方法

選考方法	<p>■事業の選考は、<u>書類審査と審査会</u>をもって実施し、対象事業（補助金額等を含む。）を決定します。</p> <p>(1) 書類審査（資格審査）</p> <p>次の項目について提出書類をもって審査します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者の資格を有しているか ・提出書類は正しく具備されているか ・失格事項（下記参照）に該当していないか ・その他募集要領等に反していないか <p>(2) 審査会（プレゼンテーション）</p> <p>審査会を開催し、プレゼンテーションを実施の上、審査基準に基づき、応募者の企画提案の内容を審査します。<u>審査会の開催日は、応募者に個別に通知</u>します。（7月中旬予定）</p> <p>☞複数の応募があった場合、審査結果に基づき、総合点数の高い事業から、<u>予算の範囲内において選定</u>します。</p> <p>☞審査結果（総合点数等）が著しく低いときは、対象事業を選定しない場合があります。</p> <p>☞審査結果は、審査会の開催日から概ね1週間後を目途として文書をもって通知します。</p> <p>※ただし、選定可否のみを通知し、具体的な審査内容（総合点数）は<u>非公表</u>とします。</p> <p>☞審査結果に係る異議申立ては、一切受け付けません。</p>
失格事項	<p>※次のいずれかに該当する場合、「失格」として扱い、<u>選考対象から除外</u>します。</p> <p>(1) 提出書類に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募方法を遵守せずに提出されたもの ・虚偽の内容が記載されたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象とならない経費が算入されたもの <p>(2) 応募者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしていなかった場合 ・応募者及びその関係者において、不法または不正な行為があった場合
<p>審査基準</p>	<p>■審査に当たっての評価のポイントは、次のとおりです。</p> <p>(1) 具体性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出活動の目的、内容等が具体的に提示されているか ・中央大通りエリアの賑わい創出に寄与する内容が見られるか <p>(2) 計画性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出活動の実施体制（人員配置、役割分担等）が整っているか ・賑わい創出活動のスケジュールが明確かつ適当に設定されているか ・事業費（収支予算）は適正に見積もられているか ・目標値（参加人数等）の設定が具体的かつ適当か <p>(3) 持続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の達成に向けた効果的な集客対策が見られるか ・賑わい創出活動を継続実施できる方策（財源確保等）が見られるか ・実施結果を振り返る方策（アンケート等）が見られるか <p>(4) 発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なアピールポイント（新規性・独創性）が見られるか ・中央大通りエリアを活かした創意工夫が見られるか ・中央大通りエリアの関係団体等との連携・協働が見られるか

	<p>(5) 姿勢・意欲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央大通りの賑わい創出に対して意欲があるか ・応募者自らが事業遂行していくという責任感や誠実さが見られるか ・プレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか ・質疑に対する応答が適切かつ真摯であるか <p>※審査項目等は、状況等に応じて変更する場合があります。</p>
--	---

7 対象事業選定後の手続

1) 補助金交付決定の通知

選考の結果、対象事業に選定された応募者は、速やかに補助金交付申請の手続を行ってください。書類の審査後、適正であれば補助事業者等に「補助金交付決定通知書」をもって通知します。

2) 補助事業の実施

上記1)の交付決定後、補助事業を適切に実施してください。

3) 事業内容等の変更

上記1)の交付決定後、補助事業の内容等に変更が生じる場合は、あらかじめ協議を行う必要があります。

変更内容等によっては、補助事業者は「変更申請書」を提出し、「交付変更決定通知書」をもって承認を受ける必要があります。

4) 実績報告書等の提出

提出書類	<p>(1) 実績報告書 [様式第7号]</p> <p>(2) 事業実施報告書 (別記様式⑤)</p> <p>(3) 収支決算書 (別記様式⑥)</p> <p>(4) 領収書の写し</p> <p style="padding-left: 2em;">※支出実績を確認するために必要なものです。</p> <p>(5) 写真、チラシ、パンフレット等</p> <p style="padding-left: 2em;">※事業の実施を確認するために必要なものです。</p>
------	---

提出部数	各1部
提出期限	<input type="checkbox"/> 次のいずれか早い日までに提出してください。 ・ 販わい創出活動が完了した日から30日以内 ・ <u>令和9年2月15日(月)</u>
提出場所	〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階 特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出

5) 完了検査

上記4)の実績報告書等に基づき実施された事業内容等の検査を行います。

6) 補助金交付確定の通知

上記5)の検査完了後、適正であれば「補助金交付確定通知書」を交付します。

7) 補助金の請求・支払

上記6)の確定通知後、「補助金交付請求書」を提出してください。その後、当該請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

ただし、交付決定後に補助金の一部を概算払にて支払うことも可能です。(上限額：交付決定額の50パーセント)

交付要綱や募集要領に規定する条件への違反等があった場合、補助金を交付できないことがあります。

8 応募受付・問い合わせ先

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが [担当 江頭・庄野]

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階

電話 0952-22-7340 FAX 0952-22-7346

E-mail machidukuri@humanite-saga.com